

景観形成基準【高原・保養エリア】(1)

行為の区分	配慮する事項	高原・保養エリア※
1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	(1)配置	<p>ア 道路側に既存林を残せるよう、前面道路との境界線からできるだけ(飯綱町自然環境保全条例(平成24年9月25日条例第30号)に後退距離に関する定めがある場合は当該基準に従って)後退させること。</p> <p>イ 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>ウ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺などがある場合は、これらを活かせる配置とすること。</p> <p>エ 地形の高低差を活かして、周囲の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</p> <p>オ 野立ての太陽光発電施設は、前面道路との境界線及び隣接する敷地との境界線から10m超後退させた場所に配置するなど、周囲及び遠方からもできるだけ目立たないよう配慮すること。また、景観重要眺望点又は景観重要眺望路線から視認される場所への配置は極力避けること。</p>
	(2)規模	<p>ア 周囲の景観から著しく突出した印象を与えないような高さで、敷地と釣り合いのとれた規模を確保すること(飯綱町自然環境保全条例に建蔽率や容積率など規模に関する定めがある場合は当該各基準を満たすこと)。</p> <p>イ 高さは、原則として、周囲の樹林の高さ以内(飯綱町自然環境保全条例に高さに関する定めがある場合にあっては当該基準の範囲内)に止めること。周囲の樹高以上になる場合は周囲の景観との調和に特に配慮すること。</p>
	(3)形態・意匠	<p>ア 樹林や水辺など周囲の基調となる景観や背景の山並みに調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>イ 屋根は、原則として、勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は周囲のスカイラインとの調和に努めること。</p> <p>ウ 壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影など壁面の処理に配慮すること。</p> <p>エ 周囲の建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。</p> <p>オ 河川や道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。</p> <p>カ 屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えにくいよう配慮すること。</p> <p>キ 屋外の階段、ベランダ、パイプ類などの付帯設備や付帯の広告物などは、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等との調和を図ること。</p> <p>ク 塀その他遮へい物は設けないこと。ただし、やむを得ない場合は、生垣とすること。</p>
	(4)材料	<p>ア 耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。</p> <p>イ 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、配置、規模、形態・意匠、色彩、樹木等による遮蔽等の工夫をすること。</p> <p>ウ 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</p>
	(5)色彩等	<p>ア けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の自然景観と調和した色調とし、原色及び蛍光塗料等の強い印象を与えるものは使用しないこと。</p> <p>イ 使用する色数を少なくするよう努めること。</p> <p>ウ 外構で照明を行う場合は、周囲の景観に留意し、原則として、外照式とすること。</p> <p>エ 光源を用いるものは、光源が白色系で、動光又は点滅を伴わないものとする。</p> <p>オ 野立ての太陽光発電施設のパネルは、黒、濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。</p>

※妙高戸隠連山国立公園内については別途、当該公園の基準によるものとする。

景観形成基準【高原・保養エリア】(2)

行為の区分	配慮する事項	高原・保養エリア※
	(6)敷地の緑化	<p>ア 既存の植生、地形等はできるだけ残存させ(飯綱町自然環境保全条例に定める傾斜地に該当する場合は、保存緑地として保存し)、やむを得ず伐採等の改変を行う場合には、自然植生と調和した地域の在来種による緑化などにより修景すること。</p> <p>イ 敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観に調和するよう配慮すること。</p> <p>ウ 建築物などの周囲が樹林に囲まれていない敷地では、緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。</p> <p>エ 野立ての太陽光発電施設、駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</p> <p>オ 緑化に使用する樹種は、周囲の樹林と調和するものとする。</p> <p>カ 河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p>
2. 土地の形質の変更	変更後の土地の形状、修景、緑化等	<p>ア 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。</p> <p>イ 擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化などにより周囲の景観との調和を図ること。擁壁の必要のない法面等については、植林、芝張り、植栽等による緑化修景を速やかに行うこと。</p> <p>ウ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺などは極力保全し、活用するように努めること。</p>
3. 土石の採取及び鉱物の掘採	採取等の方法、採取等後の緑化等	<p>ア 外部から目立ちにくいよう、採取及び掘採の位置、方法を工夫し、周囲の緑化などに努めること。</p> <p>イ 採取及び掘採後は自然植生と調和した地域の在来種による緑化などにより修景すること。</p>
4. 屋外における物件の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	<p>ア 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。</p> <p>イ 道路などから見えにくいよう遮へいし、その際、植栽や木塀の設置などにより周囲の景観との調和に努めること。</p> <p>ウ 使用済みの自動車、電気製品等を集積、保管又は放置しないこと。ただし、やむを得ず集積、保管しなければならないときは、景観を損なわないように必要な措置を講じること。</p>
5. 屋外における広告物の表示又は掲出※ ※公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠(特定外観意匠)に関する付加基準	(1)配置	<p>ア 道路などからできるだけ後退させるように努めること。</p> <p>イ 河川などの水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。</p> <p>ウ 建築物の屋上に看板等を設置しないこと。また、建築物の壁に塗料で広告しないこと。</p>
	(2)規模、形態・意匠	<p>ア 周囲の景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の規模・数量とすること。</p> <p>イ 周囲の建築物の屋根の高さを超えないように努めること。</p> <p>ウ 広告物や支柱が汚損又は老朽化した場合は、速やかに修繕又は除去すること。</p> <p>エ 広告物の表示面積は5㎡以内とすること。また、できるだけ両面を利用したものとし、色彩、形状等周囲の景観と調和したものとする。</p>
	(3)材料	<p>ア 周囲の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離などの生じにくいものとする。</p> <p>イ 反射光のある素材は、極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫をすること。</p>
	(4)色彩等	<p>ア けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の自然環境や景観と調和した色調とすること。</p> <p>イ 使用する色数を少なくするように努めること。</p> <p>ウ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</p> <p>エ 汚損した広告物や支柱が老朽化した広告物は設置しないこと。表示又は掲出の目的を満たさない状態で、特に意図なく放置しないこと。</p> <p>オ 周囲の自然と調和のとれたものとし、原色及び蛍光塗料等の強い印象を与えるものは使用しないこと。</p>

※妙高戸隠連山国立公園内については別途、当該公園の基準によるものとする。